資料３

おおた子ども・子育てかがやきプラン（平成 32 年度～平成 36 年度）の策定について

1 策定の趣旨

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされている。この規定に基づき区は、平成 27 年3月に現行計画を策定したが、31 年度で計画期間が終了することから、32 年度から 36 年度を計画期間とする第Ⅱ期計画を策定する必要がある。

なお、現行の「おおた子ども・子育てかがやきプラン」は、「大田区子ども・子育て支援事業計画」と「大田区次世代育成支援行動計画」を包含した計画となっており、今後策定する第Ⅱ期計画についても、この2つを合わせ持った計画とする。

2 基本指針の改正等（内閣府）

■ 市町村事業計画作成に関する基本指針の改正（法第 60 条　30 年4月1日施行）

「子育て安心プラン」を踏まえた量の見込み（必要利用定員数）を定めるとともに、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

■ 利用希望把握調査の実施要請（5 月 24 日内閣府通知）

第Ⅱ期計画の策定にあたっても、基本指針に基づき保護者に対する利用希望把握調査を実施し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（ニーズ量）を算出すること。

3 策定に向けた業務

30 年度

＊就学前児童及び小学生の保護者等を対象とした区民意向調査の実施
＊調査の集計、分析、報告書の作成
＊ニーズ量の算出
＊第Ⅱ期計画のための基礎資料の作成　など

31 年度

＊30 年度調査等を踏まえた計画案の作成
＊計画案に対する区民説明会及びパブリックコメントの実施　など

4 その他

● 計画の策定にあたっては、最新の人口推計に基づき、「大田区実施計画」や他の個別計画との整合、連携を図る。

● 第Ⅱ期計画では、区の重要課題である「児童相談所の設置」や「子どもの貧困対策」、在宅子育て支援を目的とする「子育てひろば」などの新たな施策や事業を盛り込むこととする。

5 スケジュール（予定）

	平成 30 年度										平成 31 年度											
	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
委託事業者選定、契約	■	■																				
調査票の設計等			■	■																		
区民意向調査					■																	
調査結果の集計						■																
調査結果の分析・課題の抽出							■															
ニーズ量の算出								■	■													
次期計画のための基礎資料作成								■	■	■												
庁内検討会議													●		●			●			●	
子ども・子育て会議	●		●				●		●				●			●		●			●	
庁議							■		■					■				■			■	
こども文教委員会							■			■				■					■		■	
区民説明会、パブリックコメント																			←……→			
計画確定																						◎